

令和 7 年 10 月 31 日

○条例

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

○規則

小田原市事務分掌に関する規則の一部を改正する規則

小田原市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

[改正理由]

建築基準法施行令の一部改正に伴い、同令の条項を引用する規定の整理を行うため改正する。

[内 容]

建築基準法施行令の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。（第9条関係）

[適 用]

令和 7 年 1 月 1 日

小田原市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 10 月 31 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第34号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例（平成12年小田原市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第9条第61号中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同条第62号中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年11月1日から施行する。

小田原市事務分掌に関する規則の一部を改正する規則

[改正理由]

統括保健師が設置されることに伴い、福祉健康部健康づくり課の事務分掌について所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

福祉健康部健康づくり課に統括保健師に関する事務を分掌させることとする。

(第3条関係)

[適 用]

令和 7 年 1 月 1 日

小田原市事務分掌に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 31 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第43号

小田原市事務分掌に関する規則の一部を改正する規則

小田原市事務分掌に関する規則（昭和44年小田原市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第3条福祉健康部健康づくり課の事務分掌中(12)を(13)とし、(2)から(11)までを1ずつ繰り下げる、(1)の次に次のように加える。

(2) 統括保健師の事務に関すること。

附 則

この規則は、令和7年11月1日から施行する。

小田原市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

[改正理由]

国の定める標準仕様に準拠した基幹業務システムへの移行に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

次の様式について、生年月日の記載欄を追加する等の所要の整備を行うこととする。（様式第2号及び様式第5号関係）

- (1) 印鑑の登録に関する照会書
- (2) 印鑑登録抹消通知書

[適 用]

令和 7 年 1 月 4 日

小田原市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 31 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第44号

小田原市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市印鑑条例施行規則（昭和54年小田原市規則第42号）の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号 (第4条関係)

照会番号

様

年 月 日

小田原市長

印

印鑑の登録に関する照会書

年 月 日 あなたの登録申請を受け付けましたが、あなたの意思に基づき申請されたものに相違なければ、回答書に全て自書し、申請された印鑑を押印して、切り離さずに 年 月 日までに へ持参してください。

回答書	年 月 日
小田原市長 様	
照会のありました印鑑登録申請は、私の意思に基づくことに相違ありません。	申請した印鑑
住 所	
本人署名	
生年月日	

代理人に委任するときは、登録する本人が回答書と以下の委任状を記入して持参させてください。

委任状	年 月 日
代理人住所	
代理人氏名	
回答書の提出及び印鑑登録証の受領について、上の者を代理人と定め、その権限を委任いたします。	本人署名

備考 :

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第9条関係）

番号
年月日

様

小田原市長

印

印鑑登録抹消通知書

あなたの印鑑の登録を下記のとおり抹消しましたのでお知らせします。

記

- 1 登録番号
- 2 登録者氏名
- 3 抹消年月日
- 4 抹消事由

あなたの印鑑登録は上記理由により抹消されました。引き続き、印鑑登録が必要な場合には、改めて印鑑登録の申請を行ってください。

この処分に不服がある場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年11月4日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

小田原市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

[改正理由]

国の定める標準仕様に準拠した介護保険事務処理システムへの移行に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

次の様式について、性別欄を削除する等の所要の整備を行うこととする。（第16条及び様式第2号～様式第5号関係）

- (1) 介護保険資格者証（介護保険暫定被保険者証）
- (2) 介護保険受給資格証明書
- (3) 介護保険利用者負担額減額・免除認定証
- (4) 介護保険利用者負担額減額・免除等認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）

[適 用]

令和 7 年 1 月 4 日

小田原市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 31 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第45号

小田原市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市介護保険条例施行規則（平成12年小田原市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号を次のように改める。

（1）介護保険資格者証（様式第2号）

様式第2号を次のように改める。

様式第2号 (第16条関係)

介護保険資格者証

年 月 日

有効期限		年 月 日	
被保険者	番号		
	住所		
	フリガナ		
	氏名		
生年月日	年 月 日	性別	
交付年月日	年 月 日		
要介護状態区分等			
認定年月日 (事業対象者の場合は、 基本チェックリスト実施 日)	年 月 日		
認定の有効期間	年 月 日～年 月 日		
居宅サービス等 (うち種類支給限度基準額)	区分支給限度基準額		
	年 月 日～年 月 日 1月当たり		
	サービスの種類	種類支給限度基準額	
認定審査会の意見及び サービスの種類の指定			
給付制限	内 容	期 間	
		開始年月日 終了年月日	年 月 日 年 月 日
		開始年月日 終了年月日	年 月 日 年 月 日
		開始年月日 終了年月日	年 月 日 年 月 日
居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者 及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	届出年月日 年 月 日		
	届出年月日 年 月 日		
	届出年月日 年 月 日		
介護保険施設等	種 類	入所等年月	年 月 日
	名 称	退所等年月	年 月 日
	種 類	入所等年月	年 月 日
	名 称	退所等年月	年 月 日
保険者番号並びに 保険者の名称及び印	□□□□□	小田原市 団	

様式第3号中 「[年　月　日]」を

「[年　月　日]」に改め、「及びサービスの種類の指定」を削る。

様式第4号中 「[年　月　日]」を

「[年　月　日]」に、「減額・免除等認定事項」を「減額・免除認定事項」に、「保険者名称」を「保険者の名称」に改める。

様式第5号中 「[年　月　日]」を

「[年　月　日]」に、「保険者名称」を「保険者の名称」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年11月4日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。